

えびの市幼児教育・保育人材確保推進事業

市では、市内の保育所等(保育所、幼稚園及び認定こども園)での就労を希望する方を支援し、保育所等における保育士・幼稚園教諭を確保するため、奨学金の返還に対し補助金を交付します。

1. 対象者

市内の保育所等で就労する保育士・幼稚園教諭で、次の全てに該当し、就労開始後2年を経過しない方

- (1) 養成施設(厚生労働大臣の指定する保育士養成施設又は文部科学大臣の指定する教育養成機関)に進学するにあたり、奨学金の貸与を受けた者で、その返済期間が5年以上の方
- (2) 養成施設を卒業し、市内の保育所等に正規職員として就職された方で、就業開始日を起算として5年以上継続して就業する予定の方
- (3) 保育士又は幼稚園教諭の資格を取得した方
- (4) 他に奨学金返還に係る補助を受けていない方

2. 対象となる奨学金

- (1) 日本学生支援機構奨学金
- (2) あしなが育英会奨学金
- (3) 交通遺児育英会奨学金
- (4) 市町村が貸与する奨学金
- (5) 市長が対象と認める奨学金



3. 補助額

1人当たり月額 12,000 円以内で年額 144,000 円以内(5年総額で 720,000 円を限度)
※返還金額(利子を含む。)が限度額を下回る場合は、その金額。

4. 補助の条件

採用後5年を経たず保育所等を退職した場合は、退職した日の属する年度以降の補助金は交付しません。ただし、1年以上保育所等において継続して勤務し、3月31日付けで退職する場合、補助金は交付します。また、既に交付済の補助金について、返還は求めません。

5. 申請書類

- えびの市幼児教育・保育人材確保推進事業補助金交付申請書
- 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するものの写し
- 返還金額及び返還期間を証するものの写し
- 就業先が発行する、えびの市幼児教育・保育人材確保推進事業就業証明書
- 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

6. 申請受付人数

予算の範囲内となりますので、募集人数を超えて申請があったときは、審査により決定します。



お問い合わせ先
えびの市役所 こども課子育て支援係
電話 0984-35-3738(直通)